

公文書非公開決定通知書

越経第249号

令和5年(2023年)6月19日

土屋 公 司 様

越谷市長 福 田



令和5年6月5日付けで公開請求のあった公文書については、越谷市情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	市が一般社団法人越谷市観光協会に対し使用許可している行政財産(レイクタウン四丁目1-3の一部、同1-4の一部、同1-5、同1-6の一部)の原状の変更又は加工について、下記の6項目に関して市が一般社団法人越谷市観光協会に通知した行政財産原状変更承認書(越谷市財産規則 第7号様式)。 (1) 行政用地内に「分電盤」が取り付けられているが、現状変更に該当する。 (2) 行政用地内、調節池側にテントが設営されておるが、風に飛ばされないように、土の中に杭を打ち込み、ウッドデッキを工作し、人工芝を敷き、テントを固定し造作物を設営している。 (3) 行政用地内に衝立を立て、キッチンカーを24時間停車させたままである。行政財産の本来の用途、目的(公共駐車場)の使用を妨げる工作をしている。 (4) 行政用地内に単管パイプを設置し「火起こし道具」の屋根を工作している。 (5) 行政用地内にゴミ箱があり、工作物として設置している。環境を汚染している。 (6) 大相模調節池親水公園入口、水辺の街づくり館手前右側の行政財産を人工芝にしてある。そして鉄パイプが地中に打ち込まれ、現状を変更してある。
公開しない理由	☐非公開 ☐存否不回答 ☒文書不存在 ☐その他 当該公文書は、当初から作成していないため存在しない。
公開することができるようになる期日	
所管課	環境経済部経済振興課 電話 048-967-4680(直通)
備考	当該文書は存在しないが、本請求に係る協議書及び回答書が存在します。

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

甲第11号証